

枚方京田辺環境施設組合が設置する施設に置く技術管理者の資格を定める条例

令和8年3月10日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、枚方京田辺環境施設組合施設設置条例（令和8年条例第2号）に規定する施設に置く技術管理者の資格を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条第3項の条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第1項各号に掲げるものとする。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。